

新宮町告示第70-2号

新宮町合併70周年記念冠事業取扱要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

新宮町長 桐島 光昭



新宮町合併70周年記念冠事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新宮町合併70周年を迎えるに当たり、この大きな節目を町全体で祝うとともに、町が将来に向かってさらに飛躍していくことを目的として実施される事業のうち、その名称に記念事業である旨を冠として付したものの（以下「冠事業」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 冠事業の対象となる事業は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に、新宮町合併70周年を記念して実施される事業のうち、次の各号をすべて満たすものとする。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1)新宮町合併70周年を盛り上げるもので、新宮町の持つ魅力を町内外に情報発信できるものであること。
- (2)町、町の行政委員会又は町内に活動拠点を置き町の振興若しくは公共的活動を目的として結成された団体、町内に事業所を有する法人又は町内に住所を有する者が実施するものであること。
- (3)実施費用は実施者が負担するものであること。
- (4)営利目的の宣伝又は広告活動に用いるものでないこと。ただし、町の振興に寄与すると認められるときは、この限りでない。
- (5)個人の宣伝又は広告活動に用いるものでないこと。
- (6)特定の思想、宗教等を助長し、又は圧迫するものでないこと。

- (7)特定の政党、政治上の主義を支持し、又は反対するものでないこと。
 - (8)法令や公序良俗に反しないものであること。
 - (9)専ら収益事業に類するものではなく、かつ入場料等が適当であること。
- (事業の名称に付する冠)

第3条 事業の名称に付する冠は、次の各号のとおりとする。ただし、外国語で表記する場合その他の合併70周年を記念して実施する事業の名称に付する冠の表現として適当であると認められる場合は、この限りでない。

- (1)新宮町合併70周年
 - (2)新宮町合併70周年記念
 - (3)新宮町合併70周年記念事業
- (事業の申請)

第4条 冠事業を実施しようとする者(以下「申請者」という。)は、新宮町合併70周年記念冠事業承認申請書(様式第1号)を町長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、町、町の行政委員会又は町内に活動拠点を置き町の振興若しくは公共的活動を目的として結成された団体が実施する事業であって、あらかじめ町長が認めた事業については、申請を省略することができる。

(事業の承認等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、新宮町合併70周年記念冠事業承認通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により承認した冠事業には、次の各号に掲げる特典を付与するものとする。

- (1)事業の名称に冠を付することの承認
 - (2)新宮町合併70周年を記念して作成したロゴマークの使用の承認
 - (3)新宮町合併70周年記念のぼり旗の貸与
- (事業中止等の届出)

第6条 前条第1項の規定による承認を受けた者(以下「事業者」という。)は、事業の中止又は事業内容等の変更をする場合は、速やかに町長にその旨を届け出るものとする。

(承認の取消し)

第7条 第5条第1項の規定により承認した冠事業が、第2条各号のいずれかを満たさないことが判明した場合は、町長は承認を取り消すものとする。

- 2 前項の規定による冠事業の承認の取消しにより、事業者に損害が生じた場合であっても、町は、その損害を賠償する責めを負わないものとする。

(実績報告)

第8条 事業者は、冠事業終了後30日以内に新宮町合併70周年記念冠事業実績報告書(様式第3号)を、町長に提出するものとする。

(紛争の解決)

第9条 事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、町は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

(冠事業の取扱いに関する事務)

第10条 冠事業の取扱いに関する事務は、地域協働課が行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条から第11条までの規定は、その失効後も、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関連）

年 月 日

新宮町合併70周年記念冠事業承認申請書

新宮町長 様

申請者 住 所
団 体 名 (個人名)
代表者氏名
電 話 番 号

新宮町合併70周年記念冠事業の承認を受けたいので、以下のとおり申請します。

なお、実施に当たっては、新宮町合併70周年記念冠事業取扱要綱の規定に従います。

事業の名称				
事業の目的及び内容				
事業の実施場所				
事業の期間			料金	☐ なし ☐ あり(円)
使用する冠称		☐ 新宮町合併（７０周年・７０周年記念・７０周年記念事業） ☐ その他（ ） ※記念ロゴマークの使用 ☐ あり ☐ なし		
添付書類		☐ 申請者概要書等（任意様式） ☐ 企画書等（実施要領、パンフレット、印刷物見本等）		
のぼり旗使用		☐ 希望する（使用本数 本） ☐ 希望しない （希望する場合）使用場所		
担当者	氏名		電話番号	

※冠称、記念ロゴマーク及びのぼり旗を使用するにあたっては、以下の事項を遵守します。

- (1) 承認を受けた内容のみに使用すること
- (2) 承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと
- (3) のぼり旗の設置及び回収は申請者が行うこと
- (4) 町長が承認を取り消したときには、速やかに指示に従うこと
- (5) 故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これにより生じた損害を賠償すること

様式第 2 号（第 5 条関連）

第 号
年 月 日

新宮町合併 7 0 周年記念冠事業承認（不承認）通知書

様

新宮町長

年 月 日付で申請のありました標記の件について、新宮町合併 7 0 周年記念冠事業取扱要綱第 5 条の規定により下記のとおり通知します。

記

事業名称	
事業内容等	申請書記載のとおり
決定区分	☐ 承認する ☐ 承認しない
不承認の理由	
承認の条件	（１）事故防止について十分な措置を講じること。 （２）事業に要する経費は、主催者が負担すること。 （３）町は、事業に伴う行為による損害等の賠償責任を負わない。 （４）事業の中止や内容が変更する場合は、速やかに町に報告すること。 （５）記念ロゴマークの使用に関しては次の事項を遵守すること。 ア ロゴに斜線をかけたり湾曲させるなど変形したりしないこと。 イ 色を変更しない（部分的な変更も含む）こと。 ウ 「ロゴ＋キャッチコピー」はバランスやマージンを変えないこと。 エ アレンジを加えないこと。 オ ロゴ自体に影（陰影）をつけないこと。
のぼり旗	貸与数量 本

様式第 3 号（第 8 条関連）

年 月 日

新宮町合併 7 0 周年記念冠事業実績報告書

新宮町長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話 番 号

年 月 日付で承認を受けました新宮町合併 7 0 周年記念冠事業について下記のとおり報告します。

記

事業の名称	
事業の期間	
実施内容	

※事業報告書等、内容が確認できる書類がありましたら、添付してください。

のぼり旗	借受数量	本	使用数量	本
------	------	---	------	---